

○雇用契約申込みみなし制度について



(※派遣先が違法派遣であることを知っている場合)

- ① 禁止業務の派遣
- ② 無許可・無届の派遣
- ③ 期間制限違反
- ④ いわゆる偽装請負の場合
- ⑤ 登録型派遣の原則禁止違反

申込みの内容は、派遣元との労働契約と同じ内容

※ 一定期間、申込みの撤回はできず、
一定期間経過後は、申込みの効果はなくなる



使用者

申込みのみなし効発生

労働契約が成立

過去

未来

労働者

受諾の意思表示

※派遣先が労働契約の成立を認めない場合、労働者は、以下の手段を選択できる。

- ① (派遣先に雇用される労働者であることの) 地位確認の民事訴訟を提起する
- ② 派遣先に対しての行政による勧告を求める